

令和7年度 南国市地域密着型サービス事業者公募要領

1. 公募の趣旨

南国市では、高齢者の方々が介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域の中で生活を継続できるように、地域密着型サービス事業所の整備を進めています。

本公募は、第9期介護保険事業計画に基づき、可能な限り質の高いサービスの提供が可能な法人を、公正・公平に選定するために行うものです。

2. 公募の概要

公募するサービス種別、募集事業所数は下記の表のとおりです。

サービス事業種別	日常生活 圏域	事業所数（定員）
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）※1	南国市全域	1事業所（登録定員29人まで）

※1 小規模多機能型居宅介護の通いサービス及び宿泊サービスの1日あたりの利用定員

- ・通いサービス：登録定員の2分の1から15人まで

登録定員が25人を超える場合は次の表に定める利用定員まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- ・宿泊サービス：通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで
- ・サテライト型事業所の設置についても公募の手続きによって選定します。

3. 応募手続き

本公募への申込みを希望する法人は、次により公募申込書類を提出してください。

公募申込書類を提出した法人を応募法人とします。

(1) 受付期間

令和7年7月1日（火）～ 令和7年7月22日（火） 土・日・祝日は除く
平日：午前8時30分～午後5時15分まで

(2) 提出場所

南国市長寿支援課 介護保険第2係 （市役所1階⑦番窓口）

(3) 提出方法

応募書類を持参すること （来庁日時を前日までにご連絡ください）

※郵送、FAX、電子メールでの応募は不可とします。

(4) 提出書類

提出書類は【(様式1別紙) 提出書類一覧】のとおりです。作成に必要な書式等については南国市ホームページからダウンロードしてください。

申込みの受付期間終了後は、応募者都合による計画変更は認められません。なお、南国市の必要に応じ、市から書類の追加及び補正等を求めることがあります。

添付書類を写しで提出する場合は、原本証明をすること。(正本のみで可)

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

(5) 提出部数

正本1部、副本6部(正本の写し)

(6) 作成上の注意

提出書類は図面等を除き、A4版で作成し、【(様式1別紙) 提出書類一覧】の項目順に並べ、項目ごとにインデックス付き仕切りを挟み、インデックスに「提出書類一覧にある番号」を記載すること。

各書類はフラットファイル等で左綴じにすること。

4. 応募に当たっての留意点

- (1) 応募要件を満たしていただくことはもとより、関係法令を十分に理解したうえで応募してください。また、確実に実施できるような事業計画を立ててください。
- (2) 整備予定地が、法令等に基づく建築規制解除や開発許可等が見込まれる用地であること。特に、都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、埋蔵文化財の有無等、整備に支障がないことを確認のうえで応募してください。
- (3) 応募に当たっては、必ず「南国市地域密着型サービス実施指針」をご参照ください。
- (4) 応募に要した費用はすべて応募法人の負担となります。
- (5) 不備、不足等がある場合は受付できません。
- (6) 応募書類は理由の如何を問わず返却いたしません。
- (7) 本応募における用地(建物)所有者(権利者)、地域住民その他の関係者との間に発生したトラブルについて、本市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負いません。
- (8) 提出された書類に虚偽の記載や当該募集要領に抵触していることが判明した場合は、選定後であっても失格とし、選定を取り消します。
- (9) 応募を取り下げる場合には、取り下げ書(任意様式による)を提出してください。

5. 質問の受付

応募に係る提出書類、指定までの流れ、補助金に対する質問等は、「質問書」を提出してください。

- (1) 受付期間：令和7年6月11日（水） ～ 令和7年6月25日（水）
午前8時30分～午後5時15分まで
※持参の場合は、土日祝日は除く
- (2) 提出先：南国市長寿支援課 介護保険第2係 （市役所1階⑦番窓口）
FAX番号（市代表） 088-863-1167
メールアドレス（課代表） n-chouju@city.nankoku.lg.jp
- (3) 受付方法：質問書（様式11）に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに1枚作成し、
窓口へ持参、FAXまたは電子メールにより提出してください。
電話及び口頭での質問はご遠慮ください。
- (4) 回答方法：随時受け付け回答します。なお、受け付けた質問のうち、応募予定の全事業者に
市ホームページで回答書を公開します。

6. 整備事業者の選定方法

- (1) 選定方法
整備事業者は応募書類の審査・評価結果、応募事業者によるプレゼンテーションの評価結果等を総合して選定します。
審査の結果、整備事業者としてふさわしい事業者がいないと判断した場合は、整備事業者なしとなる場合もあります。
- (2) 評価項目および評価基準
サービス種類ごとの審査・評価項目および審査・評価基準は、別紙2「審査・評価基準」のとおりです。
- (3) 選定手順
- ① 応募書類の審査
応募書類の審査及び評価をします。
 - ② 現地確認による評価
開設予定地を確認し、評価をします。
 - ③ 面接審査
応募者によるプレゼンテーションと審査委員によるヒアリングを行いますので、プレゼンテーションは応募者の関係者（法人の代表者、介護保険サービス事業の責任者、管理者等）が行ってください。
※面接審査の開催日は令和7年8月下旬を予定しています。日時等詳細については、応募受付後にお知らせします。
 - ④ ①～③の審査結果等について、南国市地域密着型サービス運営委員会に諮り、最終的に整備事業者を決定します。
- (4) 選定結果
- ① 選定結果は、応募したすべての事業者文書で通知します。

また、選定結果（ただし、応募法人名については、選定事業者のみ）を南国市ホームページで公表します。

- ② 選定後の提案内容の変更等は原則認めませんので注意してください。

7. 決定までのスケジュール

期 間	内 容
令和 7 年 6 月 11 日(水)	公募要領等公表
6 月 11 日(水)	質問 受付開始
6 月 25 日(水)	質問 受付終了
7 月 1 日(火)	整備事業者応募 受付開始
7 月 22 日(火)	整備事業者応募 受付終了
8 月	応募書類の審査等
8 月	面接審査(プレゼンテーションとヒアリングによる評価)
10 月	整備事業者決定
	応募事業者への選定結果の通知

8. 公募対象地域について

地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、身近な日常生活圏域内でサービス提供が行われることが望ましいとされています。そのため、サービス基盤も日常生活圏域に偏りなく整備されることが理想と考えられます。

本市では市全体を 1 つの日常生活圏域として事業を実施しており、南国市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画において、市全体での必要サービス量確保の観点から、整備対象地域は市内全域としています。

ただし、今回の公募では、介護サービス事業所等の地域における充足状況および事業計画期間中の確実な整備のため、次の区域に整備を計画している事業者を優先します。

- ① 南国市都市計画マスタープランを踏まえ、同マスタープランの「南西地域」に整備を計画する事業者。※下表参照
- ② 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に規定する市街化区域。（整備期間の都合上、埋蔵文化財包蔵地内は発掘調査の有無にかかわらず不可とします。）

※建設計画地での開発について、必ず許認可手続きを行う関係部署と事前に調整の上、計画の実現性を確認してください

表 地域区分一覧 ※南国市都市計画マスタープラン参照

地域区分	コミュニティ	区域区分	小・中学校区	面積 (ha)	平成 27 年 人口 (人)
①北部山間地域	瓶岩地区	都市計画区域外	奈路小学校、白木谷小	5,917	1,140

	上倉地区		学校/北陵中学校		
②北東地域	久礼田地区 国府地区	市街化区域 市街化調整区域	久礼田小学校、国府小学校/北陵中学校	857	3,823
③北西地域	岡豊地区	市街化調整区域	岡豊小学校 /北陵中学校	1,262	4,937
④中央地域	長岡地区、後免地区、野田地区、大篠地区	市街化区域 市街化調整区域	長岡小学校、後免野田小学校/鳶ヶ池中学校 大篠小学校 /香長中学校	1,658	22,413
⑤南東地域	岩村地区、日章地区、前浜地区	市街化調整区域	日章小学校、大湊小学校/香南中学校	1,323	6,028
⑥南西地域	三和地区、稲生地区、緑ヶ丘地区、十市地区	市街化区域 市街化調整区域	三和小学校、稲生小学校、十市小学校 /香長中学校	1,513	9,641
(合計)	16 地区	—	13 小学校/4 中学校	12,530	47,982

9. 応募要件

(1) 申請者の要件

- ① 公募する地域密着型サービス事業の目的に沿った施設・設備の整備と適切なサービスの提供が可能で、保険者である南国市と十分な連携がとれる法人（設立予定者も可）。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号、同法第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
（第78条の2第4項各号＝指定地域密着型サービス事業者の欠格事由）
（第115条の12第2項各号＝指定地域密着型介護予防サービス事業者の欠格事由）
- ③ 平成25年4月1日施行の「南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を満たしていること（事業開始までに満たすことが確実な場合を含む）。
- ④ 南国市暴力団排除条例（平成23年3月23日南国市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条例第2条第2項に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ⑤ 法人が納付すべき国税、都道府県税、市町村税及び社会保険料について滞納していないこと。
- ⑥ 法人の代表者が納付すべき国税、都道府県税、市町村税及び社会保険料について滞納して

いないこと。

- ⑦ 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- ⑧ 補助金を活用して施設整備をする場合は、補助金の交付決定後、速やかに着工すること（補助金を活用しない場合は整備許可決定後、着工可能）。
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護については、運営に関する指針（8 ページ「南国市の指針」）を遵守すること。

(2) 整備用地の要件

- ① 南国市内の用地であること。
- ② 原則として、法人が所有又は購入等により取得を予定している用地であること。用地を所有している場合は、登記簿謄本若しくは登記事項証明書を提出すること。また、取得を予定している場合は、所有権を移転する旨を明記した売買確約書等、取得予定であることを確認できる書類を提出すること。
- ③ 整備用地が、原則、都市計画法第 33 条第 1 項第 8 号に定める区域に該当しないこと。
- ④ 整備用地が、原則、津波浸水想定区域に該当しないこと。
- ⑤ 整備用地が、水防法第 15 条第 1 項第 4 号の浸水想定区域のうち一定の区域（土地利用の動向、想定浸水深、浸水継続時間並びに過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点及びその水深等を勘案して、洪水等が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域）でないこと。
- ⑥ 整備許可決定までに、当該用地に近接する土地所有者、近接住民及び自治会又は町内会等に対して、事業所を整備することについて十分に説明し、理解を得ていること。
- ⑦ 応募期間終了後の整備用地の変更は認めない。
- ⑧ 整備用地が借地の場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ・当該整備用地に第三者の権利が設定されているときは、原則指定時までに当該権利の設定を解除すること。また、指定後においても設定させないこと。
 - ・事業の継続に必要な期間の地上権又は借地権を設定し、登記すること。
 - ・土地の賃貸借契約については、法人名義で当該契約を締結すること。
 - ・整備用地について、当該法人の代表者又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは行わないこと。

(3) 施設設備の要件

- ① 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び介護保険法等の関係法令並びに関係条例等を遵守すること。
- ② 昭和 56 年 6 月 1 日適用の建築基準法の耐震基準（新耐震基準）を満たしている建物であること。
- ③ 建物が賃借の場合は、賃貸借期間が長期（事業の継続に必要な期間）であること。

④ 消防法令による設置義務が生じない場合であっても、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知器設備を設置する等安全面に配慮すること。

※ 都市計画法第 33 条第 1 項第 8 号に定める区域については、南国市作成の各種ハザードマップおよび高知県防災マップ等で確認してください。

※ 水防法第 15 条第 1 項第 4 号の浸水想定区域のうち一定の区域については、南国市作成の各種ハザードマップおよび高知県防災マップ等で確認する他、南国市危機管理課等担当課に確認してください。

※ 補助金の交付を希望する場合、うえの要件に関わらず、補助金の交付申請時まで事前協議を要する区域があるため、注意すること。（別紙《施設整備にかかる補助金について》参照）

10. 施設整備に係る補助金について

整備許可決定事業者において、施設整備に係る補助金の活用を希望する事業者については、令和 7 年度の県の補助金を活用し、南国市から補助金を交付する予定です。この補助金は県の交付金の範囲内で交付するため、県との協議が必要となり、実施の可否、補助金額等については、変更になる可能性があります。補助金を活用する場合の事業計画書における資金計画は、下記の補助金を上限として交付されるものとして記載してください。

※下記補助金は令和 6 年度の各補助金の上限額等を記載しています。

小規模多機能型居宅介護（介護予防）事業所

・施設整備費に係る補助金：39,600 千円／施設

（空き家を活用した場合：10,500 千円／施設）

・施設開設準備経費に係る補助金：989 千円×宿泊定員数

詳細については（別紙《施設整備に係る補助金について》）を参照してください。

11. 整備許可決定後の手続きについて

整備許可決定事業者は、施設の整備（建設等）が終了後、指定地域密着型サービス事業所等の指定申請を行ってください。

(1) 申請受付

整備完了後随時、開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

(2) 申請受付場所

南国市長寿支援課 介護保険第 2 係（市役所 1 階⑦番窓口）

(3) 提出方法

必要書類を持参すること

※郵送、FAX、メールでの申請は不可とします。

(4) 提出書類

南国市ホームページをご確認ください。

【掲載場所】

トップページ（組織で探す） → 長寿支援課（掲載情報）

→ 地域密着型サービス・居宅介護支援の指定申請・体制等に関する様式及び
事故報告書 → 指定申請時の添付書類一覧

(5) 留意事項

①原則として、応募時に提案された内容等を前提としたうえで、当該内容の変更を希望する場合は、必ず事前に本市に協議し、その承諾を受けてから変更してください。

②整備許可決定後の権利譲渡は認めません。

③指定日は指定月の1日付けとし、指定申請書の提出受付は指定日の前々月の末日までとします。例えば、令和7年10月中に指定申請書が提出され、市が受理した場合は、同年12月1日付けの指定となります。ただし、指定申請者等の審査の結果、指定基準に満たない場合には、指定しない場合があります。

12. 運営に関する注意事項

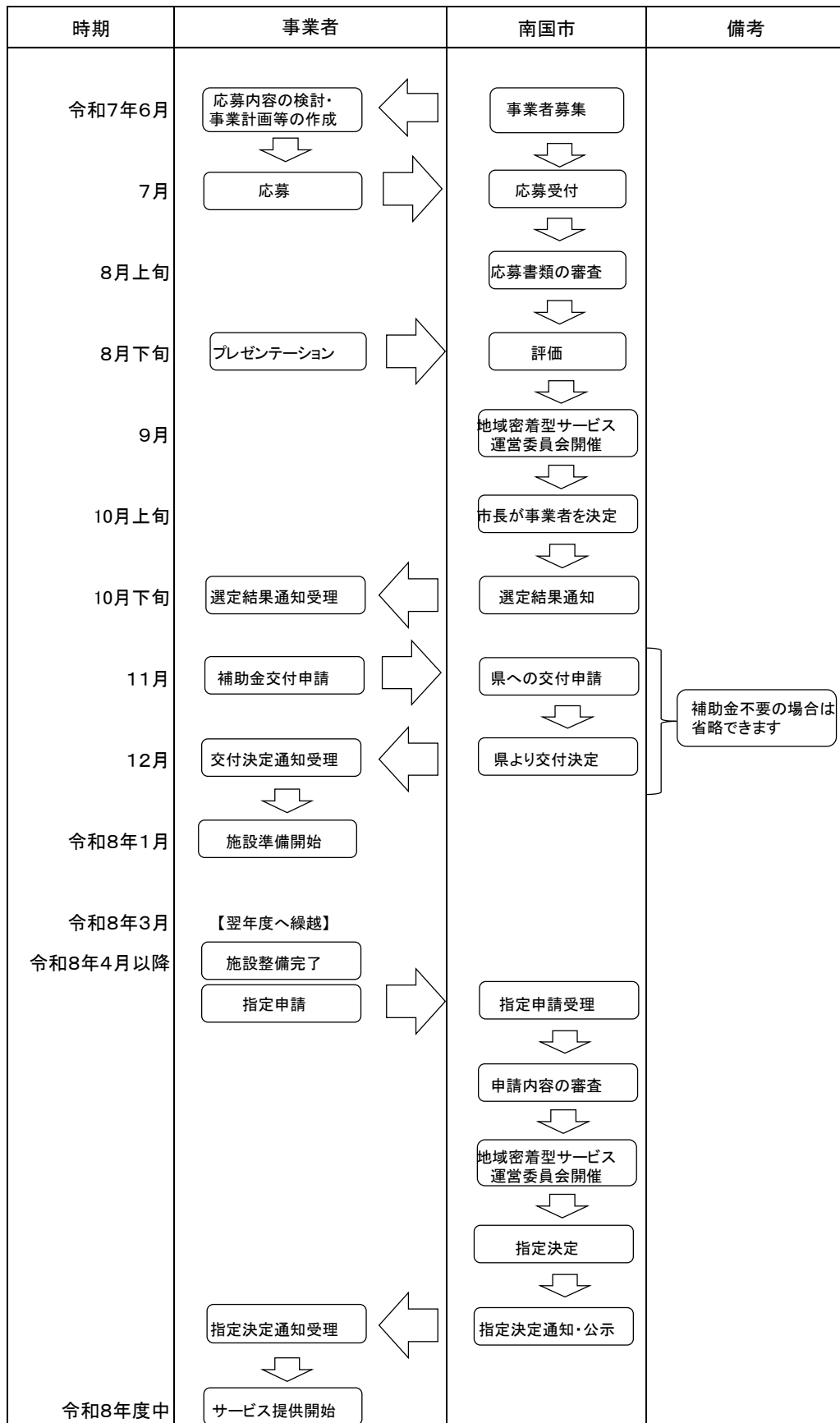
南国市では、下記のとおり小規模多機能型居宅介護の運営に関する指針を設けています。

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の運営に関する指針
(平成19年8月1日から適用)

第1 小規模多機能型居宅介護(予防)事業所における登録人員について

南国市に所在する、指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(予防)事業所の同一の建物内及び同一の敷地内に有料老人ホーム、高齢者賃貸住宅がある場合、有料老人ホーム等に現に入所している者を当該小規模多機能型居宅介護(予防)事業所の利用者として登録する時は、有料老人ホーム等の入所者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所が規定する登録定員の1/3を越えることはできない。

13. 指定までの流れ



14. 公募申込の様式について

(1) 公募申込様式

公募申込等	① 公募申込に係る提出書類一覧	【様式1別紙】
	② 公募申込書	【様式1】
	③ 地域密着型サービス事業概要書	【様式2】
	④ 法人の沿革および概要	【様式3】
	⑤ 誓約書(介護保険法、暴力団排除)	【様式4】
	⑥ 事業計画提案書 ※別紙「事業計画提案書について」を確認し、作成のこと	【様式5】
	⑦ 代表者・管理者の経歴書	【様式6】
資金計画	⑧ 資金計画書	【様式7】
	⑨ 借入金返済計画書	【様式8】
	⑩ 資金収支見込書	【様式9】

(2) 添付書類 ◎＝必須、○＝該当する場合のみ

	書類名	既存法人	新設法人
施設計画	① 事業所予定地の案内図	◎	◎
	② 建物計画図(平面図、立面図、配置図)	◎	◎
	③ 土地登記事項証明書(要約書は不可)	◎	◎
	④ 【自己所有以外の土地の場合】土地売買(贈与)確約書又は土地貸借確約書	○	○
	⑤ 【既存建物の場合】建物登記事項証明書(要約書は不可)	○	○
	⑥ 【自己所有以外の既存建物の場合】建物売買(贈与)確約書又は建物賃借確約書	○	○
	⑦ 近隣の町内会等の建設同意書等	◎	◎
法人の概要	⑧ 法人の定款およびその登記事項証明書	◎	—
	⑨ 給与規定および就業規則 ※新設法人の場合は案で提出	◎	◎
	⑩ 決算報告書(貸借対照表、損益計算書) ※過去3年分。親会社がある場合は、応募法人分のほかに当該親会社分も、また、介護事業以外の事業を展開している法人にあっては、介護事業分がわかる書類も添付のこと	◎	—
	⑪ 南国市で発行された南国市の市税に滞納が無いことの証明(完納証明書)	◎	—
	⑫ 【本社所在地が市外の場合】本社所在地の市町村で発行された市町村民税に滞納が無いことの証明(完納証明書)又は直近2年度分の法人市町村民税及び令和5年度・令和6年度の固定資産税の納税証明書 ※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。	○	—
	⑬ 南国市で発行された設立代表者個人の令和5年度・令和6年度の住民税および固定資産税の納税証明書 ※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。	—	◎
	⑭ 【代表者の住所地が市外の場合】設立代表者個人の住所地での市町村で発行された令和5年度・令和6年度の住民税及び固定資産税の納税証明書。 ※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。	—	○
	⑮ 過去3年分の指導監査結果一覧(介護保険法に基づくもの、高知県などから過去に指導を受けた場合のみ)【参考様式10】	◎	—

※ 公募書類の作成に当たり、建物計画図(平面図、立面図、配置図等)は、施設計画の設備機能などが確認できるようベッド、テーブル等の家具の配置を記載するなど、選定審査を念頭に詳細が確認可能なものとしてください。

事業計画提案書について

公募申請書のうち、【様式 5】事業計画提案書は、以下の内容について提案してください。

1 組織体制

- (1) 利用者等に関する書類・データなど、個人情報の管理方法、情報セキュリティ確保のための取組および従業員の守秘義務に関する考え方について記入してください。
- (2) 自己評価や第三者評価の実施に関する考え方および法人・施設の情報や評価をした場合の結果の公表に関する考え方を記入してください。
- (3) 労働関係法令を含む法令等の遵守についての考え方を記入してください。

2 運営実績

- (1) 介護保険サービス事業の運営実績について記入してください。なお、実績がない場合は、経験のある事業者との連携や支援の有無を記入してください。
- (2) 現在、運営している介護保険サービス施設の状況および施設での取組内容を具体的に記入してください。また、取組によって得られた成果も記入してください。
- (3) 法人の社会貢献・地域連携等の取組について記入してください。
- (4) 運営している介護保険サービス施設で、過去に発生したトラブルへの対応事例を記入してください。

3 施設管理運営体制

- (1) 事業提案に当たって、特に強調したい点や特徴、施設や設備面で利用者に特段な配慮をする点などを記入してください。
- (2) 南国市地域密着型サービス実施指針についての考え方を記入してください。
- (3) 協力医療機関や他の高齢者施設等との連携方法について記入してください。
- (4) 衛生管理体制について記入してください。
- (5) 感染症等が疑われた際の対処方法について記入してください。

4 職員の育成

- (1) 人材確保についての取組について記入してください。
- (2) 研修制度、人事制度の内容について記入してください。
- (3) 職員の育成・接遇に関する取組について記入してください。

5 利用者への対応

- (1) 認知症に対する考え方や取組について記入してください。

- (2) 利用者の入浴や食事など、日常生活上の支援体制について記入してください。
- (3) 苦情の受付窓口やその解決・再発防止体制の内容を記入してください。
- (4) 利用者に対し、公平・公正な対応を行うための取組について記入してください。
- (5) 身体拘束廃止に向けた取組など、利用者等への人権・個人の尊厳に対する考え方および取組について記入してください。
- (6) ターミナルケアへの取組について記入してください。

6 生活保護受給者等、低所得者の受入れ

- (1) 事業計画において、低所得者に配慮している事を記入してください。定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、生計困難者に対する利用者負担軽減制度を実施するかについて記入してください。

7 施設維持管理・安全性への配慮

- (1) 安全性確保のため日常的に取組む点検体制の内容について記入してください。
- (2) 事故発生時や災害発生時などの危機管理体制の内容について業務継続計画（BCP）の観点も踏まえて記入してください。
- (3) 管理上の不具合や小さな問題（ヒヤリ・ハットなど）が発生した際の対応について記入してください。
- (4) 災害時の対応など、市の方針や事業への協力についての考え方を記入してください。

8 運営の適正化・効率化への取組

- (1) 利用料またはホテルコスト等を設定した根拠を利用者等に説明する方法ならびに明確にする手段を記入してください。
- (2) 効率的・効果的な施設運営を実現するための提案内容について記入してください。

9 事業の適性に応じた運営

- (1) サービスの質を高めるための取組について記入してください。
- (2) 事業所の立地状況について記入してください。
- (3) 利用者の家族間交流や地域との連携に関する取組について記入してください。
- (4) 事業所に隣接する住民に対する説明、運営推進会議または介護・医療連携推進会議の設置に対する取組について記入してください。
- (5) 成年後見制度の活用への考え方について記入してください。
- (6) 利用者を決定する仕組みおよび利用者確保の取組について記入してください。
- (7) 医療的ケアが必要な利用者に対する取組について記入してください。
- (8) 介護看護連携型の場合は、指定訪問看護事業所との連携内容について記入してください。
- (9) オペレーションセンター機能の内容（配置人員・職種・勤務体制を含む）について記入してください。なお、センターを設置しない場合は、その機能確保の手段・内容、立地状況に

について記入してください。

- (10) ケアコール端末の内容について記入してください。
- (11) 訪問介護員等および看護職員の職種・勤務体制・訪問体制の確保に対する取組について記入してください。

10 地域への貢献

- (1) 職員を雇用するに当たっての市民雇用（非常勤・臨時職員を含む）の促進について、その考え方と取組について記入してください。
- (2) 事業所において物品等の調達に当たり、市内事業者からの購入について、その考え方と取組を記入してください。
- (3) 地域・関係機関、ボランティア等との協働・連携についての考え方を記入してください。
- (4) 地域交流室を整備する場合は、その具体的な計画について記入してください。

市が求める要件は以下のとおりです。全ての要件を満たさなくても構いませんが、より多くの要件を満たしている提案を高く評価します。

ア 面積は 30 m²程度より広いこと。

イ 専用トイレおよび専用手洗いを備えていること。

ウ 机および椅子を備えていること。

エ 開設後の利用は、原則無償とすること。

オ 原則として地域交流専用の部屋とすること。

11 法人の理念・姿勢

- (1) 法人の基本理念や経営理念を明文化し、その内容について記入してください。
- (2) (1)の内容について、職員や利用者への周知方法を記入してください。

小規模多機能型居宅介護

1. 適合審査（審査項目のいずれかに「否」がある場合は選定しません）

審査項目		審査基準
(1)	介護従業者の員数	・通いサービス：常勤換算方法で利用者3名に対し1以上 ・訪問サービス：常勤換算法で1以上 ・常勤の職員が1以上 ・看護師又は准看護師が1以上
(2)	管理者の経験	特別養護老人ホーム・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として3年以上認知症の介護に従事した経験（見込み）がある
(3)	法人代表者の経験	特別養護老人ホーム・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験がある
(4)	宿泊室	1室あたりの定員が1名で、床面積は7.43㎡以上
(5)	居間・食堂	利用者や介護従業者が一堂に会するのに十分な広さがある（通いサービスの定員が15人を超える場合は1人当たり3㎡以上の広さを確保している）
(6)	事業所の立地状況	・事業予定地が住宅地の中にある、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流が確保される地域にある ・土地利用規制等に適合し、運営に支障をきたすものでない
(7)	法人（又は設立代表者）の住民税等の納付状況	法人所在地（又は設立代表者住所）及び南国市における住民税等を滞納していないか（住民税、固定資産税、軽自動車税）
(8)	法人の適切な施設運営	市などからの指導等に対して適切に対応している

審査・評価基準

【別紙2】

小規模多機能型居宅介護

2.書面・現地確認による審査(評価項目を評価基準により採点します)

評価項目		評価基準
(1)	代表者の実績・経験年数	介護保険事業の経験年数
(2)	法人の介護保険事業運営実績	令和7年4月1日時点で介護保険サービスの運営実績がある
(3)	自己資金の確保	事業開始時の運転資金は(年間事業費3/12以上に相当する額)、寄付金又は預貯金により確保できている
(4)	法人の財務状況	直近の貸借対照表等において債務超過でない
(5)	過少地域への整備	介護サービス事業所が少ない南西地域(南国市都市計画マスタープランにおける)を事業予定地としている
(6)	都市計画法の区域	事業計画期間中の確実な整備のため、都市計画法に規定する市街化区域を事業予定地としている
(7)	騒音や交通量の状況	事業予定地に隣接する道路の騒音、交通量の状況
(8)	周辺の住宅状況	半径100m以内に概ね50戸以上の民家がある
(9)	危険箇所への整備	高知県防災マップで指定する土砂災害危険箇所等(土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所・山腹崩壊危険地区・崩壊土砂危険地区・地すべり危険地区)である場合は減点
(10)	整備用地の所有権	自己所有または購入予定地である
(11)	採光	整備予定地の日当たりを遮へいする建物等の有無
(12)	敷地計画	避難場所や庭等に使用できる広さを確保することができ、余裕のある敷地計画である(駐車部分は除く)
(13)	宿泊室の面積	宿泊室の床面積が10.65㎡以上(洗面設備スペースを含みトイレスペースを除く平均宿泊室面積、内法測定)である
(14)	居間及び食堂の面積	利用者および従業員等が一同に会することが可能な広さの確保(通路と一体となっている場合は、通路としての面積分(有効幅1.2mで計測)を除く)
(15)	トイレ	宿泊室ごとに設置している
(16)	洗面設備	宿泊室ごとに設置している
(17)	地域交流スペースの設置	面積を評価する
(18)	屋外での活動スペースの設置	面積を評価する
(19)	感染対策	玄関から利用者利用区域(宿泊室、居間・食堂、利用者が2階を利用する場合は2階へ通ずる階段・エレベータ等)までの区域に、(利用者・職員以外の)来訪者用の手洗設備を設置している
(20)	玄関、スロープ	送迎車両等から乗降する際等、利用者を雨や風から守ることが可能な屋根等の設置(玄関については、車輛全体が覆われる大きさの屋根等)
(21)	火災対策	建物は耐火又は準耐火建築物である
(22)	避難対策	歩行器や車椅子等での避難を考慮した舗装された避難通路の確保(幅員90cm以上)

小規模多機能型居宅介護

3.プレゼンテーション・面接による審査(評価項目を評価基準により採点します)

評価項目		評価基準
(1)	安定性・継続性	①利益を上げる力の有無 ②事業効率の状況 ③資金力の有無 ④借入金の返済能力の有無 ⑤経営の安定性
(2)	組織体制	①個人情報の保護および情報セキュリティ確保のための取組(従業員の守秘義務を含む) ②自己評価・外部評価および情報公表に関する考え方 ③法令等の遵守状況(労働関係法令の遵守を含む)、理事会・役員会などの構成の適正性および開催状況
(3)	運営実績	①同種の事業を運営するに足る実績・経験の有無 ※特に実績・経験がない場合は、経験のある事業者等との連携および支援の有無や経験のある従業員の採用の有無など ②現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 ③法人の社会貢献・地域連携等の取組 ④過去のトラブルへの対応事例
(4)	市内事業者	①市内事業者である
(5)	施設管理運営体制	①強調したい点、特徴、施設や設備面での利用者への配慮など ②南国市地域密着型サービス実施指針に対する理解 ③協力医療機関・他の高齢者施設等との連携方法 ④衛生管理体制の確保 ⑤感染症等が疑われた際の対処
(6)	職員の育成	①人材確保に対する取組 ②研修制度・人事制度の内容 ③職員の育成・接遇に関する取組
(7)	利用者への対応	①認知症に対する理解・取組 ②日常生活上の支援(入浴・食事等) ③苦情解決体制の内容 ④利用者への公平・公正な対応の取組 ⑤利用者等の人権・尊厳(身体拘束廃止など)に対する考え・取組 ⑥ターミナルケアへの取組
(8)	生活保護受給者、低所得者の受入れ	低所得者に配慮した事業計画
(9)	施設維持管理・安全性への配慮	①日常的な点検体制の内容 ②危機管理体制の内容 ③管理上の不具合・小さな問題が発生した際の対応 ④災害時の対応など、市の方針・事業に対する協力
(10)	運営の適正化・効率化への取組	①人員配置の適正性 ②事業計画と収支計画の適正性 ③利用料の設定根拠の明確化 ④効率的・効果的な施設運営に係る提案
(11)	事業の適正に応じた運営	①質の高いサービス提供に向けた取組 ②事業所の立地状況 ③利用者の家族間交流や地域との連携に関する取組 ④隣接住民に対する説明や運営推進会議の設置に対する取組 ⑤成年後見制度の活用への考え方 ⑥利用者確保の取組 ⑦医療的ケアが必要な利用者に対する取組 ⑧訪問看護員等および看護職員の職種・勤務体制・訪問体制の確保
(12)	地域への貢献	①市民雇用の確保(非常勤・臨時職員を含む) ②市内業者からの物品の調達 ③地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進 ④地域交流室の整備
(13)	法人の理念・姿勢	①法人の基本理念・経営理念の明文化とその内容 ②法人の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知方法